社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　一般の交通手段を利用することが困難な障がい者、高齢者等に対し、車いす専用車輌（以下、「福祉車輌」という。）の貸出を行うことにより、日常生活の便宜や在宅福祉の増進を図るため、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有する福祉車輌の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出車輌）

第２条　貸出する福祉車輌は、別表のとおりとする。

（利用対象者）

第３条　福祉車輌の利用対象者は、本巣市（以下、「市」という。）内に住所を有し、市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）移動が困難な障がい者、高齢者

（２）傷病等により歩行が困難な者

（３）前号に定める者のほか、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認める者

２　前項に規定する利用対象者が日常生活において、介助、通院、外出等の用途に、一時的に利用する場合に貸し出しをする。

３　運転者は、普通免許取得後１年以上経過し、福祉車輌の適切な取り扱いができる者とする。

（申請手続及び許可）

第４条　福祉車輌の貸出を受けようとする利用対象者又は利用対象者を介助等する者（以下、「利用者」という。）は、利用する日の属する月の３ヶ月前から７日前までに所定の福祉車輌利用許可申請書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

２　会長は、申請書を受けたときは、速やかにその可否を決定し、利用者に通知するものとする。

（変更手続）

第５条　福祉車輌の利用者は、利用許可を受けた後に利用内容を変更する場合は、遅滞なく変更申請の手続きをし、会長の承認を受けなければならない。

（貸出不可）

第６条　福祉車輌の運転者が加入する自動車任意保険に他車運転特約が付帯されていない場合は、貸し出しをしない。

２　利用対象者及び運転者並びに同乗者が法定伝染病や感染症等により、他者に感染するおそれがある場合は、貸し出しをしない。

（利用期間及び利用日数）

第７条　福祉車輌の利用期間は、原則として土日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）並びに別に会長が定める日を除く平日の午前８時４５分から午後４時３０分までとし、利用日数は１日以内とする。

（利用運行範囲）

第８条　福祉車輌の利用運行範囲は、原則として市内及び隣接する市町村のうち、利用時間内に往復することが可能な範囲内とする。

（利用者の負担）

第９条　福祉車輌の運行に係る燃料費、高速道路等の通行料、駐車場の使用料等の費用は、利用者の負担とするものとする。

２　前項に規定する燃料費は、利用者が福祉車輌返却の直前に本会指定の給油所で給油し、実費分を負担するものとする。

（使用責任）

第１０条　福祉車輌の運転者は、交通法規を遵守するとともに安全な使用に努めるものとし、利用者は、福祉車輌を利用目的に反しての使用及び第三者に転貸してはならない。

２　利用者又は運転者は、福祉車輌の利用期間中に事故等が発生した場合は、速やかに会長に報告し、指示を受けなければならない。

３　福祉車輌の利用期間中に生じた損害賠償等の責務は、すべて運転者が負うものとする。

（車輌の貸出及び返却）

第１１条　福祉車輌の貸出は、本会の指定する日時及び場所で行い、福祉車輌点検表（様式２号）に基づき、本会職員及び利用者双方で点検し、確認するものとする。

２　利用者は、福祉車輌を使用後に貸出場所に返却しなければならない。また、福祉車両を汚損した場合は、洗浄、清掃して返却しなければならない。

（利用の中止）

第１２条　福祉車輌の故障等やむを得ない事情が生じた場合は、事前に利用申請があっても貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わない。

２　利用当日、貸出前に運転者に対し、アルコール検知器等により酒気帯びの有無を確認し、酒気帯びが確認された場合は、利用を中止しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　「社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業実施要綱」（平成１６年４月１日施行）は、平成３０年４月３０日をもって廃止する。

附　則

２　この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

附　則

３　「社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業実施要綱」（平成３０年５月１日施行）は、２０２６年４月３０日をもって廃止する。

附　則

４　この要綱は、２０２６年５月１日から施行する。

別表

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会　貸出福祉車輌一覧

No.	車種名	車輌番号	排気量	種別	初期登録月	特殊装備
１	スズキ エブリイ	岐阜 880 あ 2137	660 cc	軽自動車	平成３１年３月	スロープ電動 乗降ベルト式
２	スズキ エブリイ	岐阜 580 つ 363	660 cc	軽自動車	平成１９年１０月	スロープ電動 乗降ベルト式
３	トヨタ ノア	岐阜 303 た 6276	1,980 cc	普通自動車	令和５年４月	スロープ電動 乗降ベルト式

様式第１号（第４条関係）

福祉車輌利用許可申請書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会長　様

申請者（利用者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり福祉車輌を利用したいので申請します

利用日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分から　　時　　分まで
利用対象者	住所　本巣市　　□障がい者□要介護者□その他 氏名　　□法定伝染病や感染症等は無い
利用目的	
行 き 先	
運 転 者	□申請者に同じ 住所 氏名　　電話
添付書類	□利用対象者　　障がい者、要介護認定者、傷病者等を証明する写し □運転者　　運転免許証の写し □運転者　　自動車任意保険証の写し（他車運転特約）
私は、福祉車輌利用期間中の事故等に係る破損等の修繕及び損害賠償を運転者が負担する旨を了承し、これに同意します。 令和　　年　　月　　日　　氏名	
利用当日	□アルコール検知器等による酒気帯びの有無　　有（利用中止）・無

様式第２号（第１１条関係）

福　祉　車　輌　点　検　表

１　利用対象者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　利 用 日　　令和　　年　　月　　日（　　）

３　車輌番号　　☐ 2137（ヤクルト号）　☐ 363（エブリイ）　☐ 6276（ノア）

４　点検項目（点検結果のいずれかにレ点チェックしてください）

点検個所	点検内容	点検結果		摘要
		事前	事後	
ハンドル	遊び・がた・振れ	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
ブレーキペダル	踏みしろ・きき具合	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
サイドブレーキ	引きしろ・きき具合	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
タイヤ	空気圧・亀裂・消耗	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
エンジン	排気の状態	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
燈火装備（ウインカー等）	点滅具合・損傷等	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
警音器（クラクション）	作用	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
車輌外観	損傷等	☐ 異常あり ☐ 異常なし	☐ 異常あり ☐ 異常なし	
ガソリン	満タン	☐ メモリ	☐ レシート	

※上記以外に異常がある場合は、連絡事項欄に記入してください。

【連絡事項欄】

5　確認者

氏　名

課長	係長	担当